

肥料取扱実績報告の記入上の注意事項

この報告は、肥料の品質の確保等に関する法律第 29 条及び肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 50 号）第 4 条の規定によるものです。

1 報告対象肥料

- (1) 特約メーカー及び中央卸業者から直接取引したものとする。
- (2) 県外にも販売する業者にあっては、県内分のみとする。
- (3) 県内の卸業者間の取引は除く。

2 肥料の種類及び名称について

- (1) 肥料袋に記載されている「生産業者保証票」もしくは「販売業者保証票」を確認して、生産業者名、肥料の種類、肥料の名称及び成分を正しく記入すること。
- (2) 特殊肥料、土壤改良資材の種類は袋にある「表示様式」を確認して記入すること。なお、表示様式が無添付の場合は、その他の資材に分類し、製造、販売元を必ず記入すること。
- (3) 肥料の分類は別記のとおりなので注意して記入すること。

※複合肥料の種類別記載に誤りが多いので、特に注意願います。

同じ高度複合肥料（窒素、磷酸、加里の保証成分量の合計が 30 % 以上）でも高度化成肥料と高度配合（B B 含む）肥料では、種類が違います。また、肥料袋に記載されている生産業者保証票も様式が異なりますので、在庫品等の保証票で確認をお願いします。

- 高度化成
- 低度化成 } など
- N K 化成
- (単肥や有機質肥料も)

- 高度配合
- 低度配合
- (B B 肥料)

○
生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

○
指定生産業者保証票
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

3 数量の記入について

小数点以下を四捨五入し、整数 (t) で記入すること。
また、人工培土は枚数（千枚単位）及び t 数を併記すること。

4 問い合わせ先

岩手県農林水産部農業普及技術課技術環境担当 白木
TEL 019-629-5656 FAX 019-629-5664 E-mail AF0005 @pref.iwate.jp